

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行について

戸田市では、戸田市商工会、公益財団法人埼玉県産業振興公社(創業・ベンチャー支援センター埼玉)と連携し、これから創業される方や創業後間もない方を対象に「特定創業支援等事業」を実施しています。
「特定創業支援等事業」による支援を一定以上受けた方は、申請をすると証明書の発行を受けられます。証明書により活用できる各種支援制度については、裏面をご覧ください。

対象者 (及び を満たす方)

創業を行おうとする個人 または 創業後5年未満の個人もしくは法人
特定創業支援等事業を、1か月以上の期間にわたり4回以上受け、
「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の知識を身につけた方

申請方法

1. 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定による証明に関する申請書
2. (創業済の方のみ) 開業届(個人事業主)または登記簿謄本履歴事項全部証明書(法人)の写しを、戸田市経済戦略室へご提出ください。

窓口へお越しいただく場合は、訂正のあった場合に備え、印鑑もお持ちください。

メールで提出される方は、ホームページをご覧ください。

特定創業支援等事業一覧

対象事業については、各支援機関へお問い合わせください。

支援機関	連絡先	対象事業
戸田市商工会	048-441-2617	・個別相談指導 ・創業セミナー
公益財団法人埼玉県産業振興公社 (創業・ベンチャー支援センター埼玉)	048-711-2222	・創業窓口相談 ・創業セミナー
戸田市	048-441-1800	起業支援セミナー

注意事項

証明書発行まで、1～2週間程度かかります。スケジュールに余裕を持って申請してください。
会社設立時の登録免許税の減免については、戸田市で創業・会社設立をする場合のみ適用されま
す(制度の詳細は裏面をご覧ください)。

証明書の発行を受けた方については、市からの後日調査(創業状況、登録免許税の減免額など)に
ご協力いただきますようお願いいたします。

申請・お問い合わせ先

戸田市役所 環境経済部 経済戦略室 産業支援担当
〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 (3階21番窓口)

048-441-1800(内線398) ✉ keizai@city.toda.saitama.jp

市HPから申請書を
ダウンロードできます。

市HP



裏面もご覧ください。(証明書により活用できる各種支援制度について)

証明書により活用できる各種支援制度について

1. 会社設立時の登録免許税の減免

対象者:創業を行おうとする者 または 創業後5年未満の個人
戸田市内で会社を設立する場合、登記に係る登録免許税が軽減されます。減免を受けるためには、設立登記を行う際に、**証明書の原本**を法務局に提出する必要があります。
登記後に、さかのぼって登録免許税の減免を受けることはできません。

株式会社	資本金の0.7% 0.35%に軽減 最低税額15万円の場合は7.5万円の軽減
合同会社	資本金の0.7% 0.35%に軽減 最低税額6万円の場合は3万円の軽減
合名会社 合資会社	1件につき6万円 3万円に軽減

以下の場合には、登録免許税の軽減措置を受けることはできません。
・特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合
・戸田市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合または会社を設立する場合

2. 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用できます。
創業関連保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会または金融機関に
証明書(写し可)を提出してください。 別途、審査あり

3. 新創業融資制度の自己資金要件充足 (日本政策金融公庫)

新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、
同制度を利用できます。 別途、審査あり
詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。



4. 新規開業資金の貸付利率の引き下げ (日本政策金融公庫)

新規開業資金の貸付利率の引き下げの対象として、
同資金を利用できます。 別途、審査あり
詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

